



弘前藩の路政

和田篤憲

一 緒言

現今に於てすら、青森縣は道路で困つてゐるのであるが、それも東半部の所謂南部地方は兎も角も、西半部の津輕地方が特によくないとせられてゐる。勿論氣候と土質の然らしめる處であつて、即初冬、時雨や霽に見舞れ、かゝる日が連日續くこともめづらしい事ではなく、且つ土質の火山灰質の黒土であるがため、尙一層道路を惡からしめるので

ある。然らばこの地方が尙津輕氏の領分であつた頃即、弘前藩時代の路政を一瞥することは、この見地よりして何等かの暗示ともなるであらうかと、以下少許の資料を基として若干の事實を述べようと欲する次第である。

然して私は、順序として、先づ第一に徳川幕府路政の概観と、明治四年頃迄の政府の路政とを述べるであらう。

イ 徳川幕府の路政概観²⁾

抑々徳川幕府の路政には、或は故意に河川に橋梁を架せ

ず、交通を不便のままに放置して省みざるが如き、或は大名の通行街道を定めて他道を行かざらしむる等、種々問題とせらるゝ點のある事は事實否み難いが、それは封建の勢の然らしめる處であると解せらるべきであらう。先づ初代家康の道路交通政策を伺ふ時に、そこには幾多苦心の跡を認め得らるゝ。即道路の改修、一里塚の築造、駄賃錢の規定或は御宿奉行を設置して往還道路の取締をなさしめたるが如き其一斑である。然して爾來この方針は代々の將軍に踏襲せられたが、其後積極的の道路の改修は主義として之を行はざることとなり、寧ろ消極的にこれを守ることを以て其主旨とするに至つたのである。故を以て萬治二年以後は道中奉行を設置し乍らも會心の事業をなし得なかつたのである。即僅かに補助政策たる驛傳方面にその努力の跡を止めたのであつた。楮、貞享元祿以降武士の往來を使用すること多きを加へ、ために宿驛人馬は不足を告げ、こゝに助郷、加助郷が起つたのであるが、この結果として、その濫用の弊に陥り、遂に農村の疲弊となり、重大問題を惹起し、

幕政の行詰を告ぐるに至つたのである。

□ 明治新政府の路政方針

次に舊幕府が倒れ、明治新政府の樹立となつて、先づ着手せられたのは助郷制度の改革であつた。即明治元年三月舊制を廢し、公領及摺紳領の別なく悉く助郷中に編入して、諸道助郷の課役を平均したのである。⁴⁾ 其後明治三年には勅に驛法を定めるに至つたのである。⁵⁾ 以下廢藩置縣に至る重要なる新政府の路政を見ることゝしよう。

1 里程改正⁶⁾

明治二年十月に至つて里程改正の議が起り、同年十二月中旬限り各地へ取調書呈出方を達したが、これは、從來諸道は區々の丁數で人馬の勞も一定してゐないので、是迄五十丁一里となしてゐたる分も製て三十六丁一里となすことにしたのである。尙同三年六月には里程含有地圖の製作を計畫し、全國各官道及脇往還を始めとし、凡て驛遞關係のヶ所に地圖取調方を命じてゐる。⁷⁾

2 道路

以上の外、佐屋路の道換¹³⁾、足柄古道の復活¹⁴⁾、青梅通道替¹⁵⁾等をも計つてゐる。

3 橋 梁

次に諸道の橋梁は從來、封建制度維持上、幕府の方針として、之を禁じてゐたのであつたが、維新以後は、對外的關係をも考慮して、これが架設に力めてゐる。六郷川橋¹¹⁾、鶴川橋¹²⁾、松野尾川橋¹³⁾、安倍川橋¹⁴⁾等は是である。

4 驛 傳

明治元年四月四日の布告に依れば、此度の改革は宿弊を一洗するの御主旨であるから、諸道通行の節舊幕吏の如き惡業があつてはならぬといふことを懇々と諭してゐる。¹⁵⁾

尙、繼立人馬には通行印鑑を必要とし、無賃錢人馬使用を制し、¹⁶⁾人馬遣高を定め、¹⁷⁾制外人馬遣を監し、¹⁸⁾又相對賃錢の本質を明かにし、之を守るべき事を命じてゐる。¹⁹⁾

二 弘前藩の路政²⁰⁾

イ 徳川時代

已に述べたるが如く、徳川幕府は積極的に道路の改修、橋梁の修築を行はなかつたのであるが、その代償として消極的方面の人的要素を加味したる驛遞政策に全力を傾注してゐたのである。然して幕府よりその施政を委任せられたる各藩も亦主義として徳川幕府の施政方針に倣つたから、多くは封建の勢を存置して道路の如きはこれを進んで改修しなかつたのである。一般道路交通の盛になつたのは貞享元祿以降のことであつて、各藩に於ても亦これと併行し、この頃より驛遞の事、漸く繁雜を告ぐるに至り、制令も度々に及んでゐる。今次に述べんとする弘前藩の路政も其例に漏れず、制令の多くは貞享元祿以後のもので主として驛遞に關する事項である。以下少しく項を逐つて路政の一斑を伺はんとす。

1 里程改正

佐藤家記に依れば、元祿六年七月廿日、一里を三拾六町に御定被仰付旨の記録がある。然るに木立日記天正二年の條に「今年諸國の道法三十六町壹里に定む。諸國に壹里塚

を築き松杉を印に可植と伺時、信長聞て餘の木を植へよと有之間違て榎の木を植し」と、又笹森家記に依れば「慶長

九年、山本新左衛門殿榎木清左衛門殿御下り日本國中壹里塚初る」とある。然るに奥富士には「古記に元祿六酉年七

月廿日より御國中街道々法御改有之右奉行は鹽崎次郎左衛門某館山善左衛門建議此時壹里三拾六町に御定也。且此以前は四拾八町壹里といふ。云々」とあるから、これ等を考

へ合しても、元祿六年以前に於ては一里を四拾八町とした事は事實であらう。即信長や家康の發した制令は成程全國的のものである筈ではあるが、四境までも行はれたとは考へられない。前述の明治二年十月の里程改正の議が出た折にも左の如き達が出てゐるが是に徴しても明かであらう。

民部大藏兩省合議(十一月七日達)

府藩縣ニ御達振

諸街道區々丁數ニテ人馬之勞不同候ニ付、今度改正可相成候間、朱印地ヲ始其他程外之地悉ク丁數へ相加へ、且五十丁ヲ以一里ト定來候分者總而三十六丁一里ニ積、來十二月中旬限取調可差出事。

2 驛 遞

a 驛 傳

(一) 人馬定式

貞享三年、御傳馬御印并宿繼證文被仰付、御傳馬御印は御城代名印、宿繼證文は御留守組頭連名印としたのである又寛政元年八月には通人馬の定式を令してゐるが、これに依れば、駄賃の三割増とし、冬十月より翌二月迄は定式は駄賃は五割増とした。但し、冬道の場合でも雪の無い場合には増錢を行はないことにしてゐる。こゝに通し人馬とは譬へば弘前より藤崎、浪岡、新城と遞次繼ぎ立て青森に達するを普通とするを、用向都合に寄り直ちに青森迄到るときにかくいふのである。寶曆五年には、從來御用で領分内を往還してゐたものは、御傳馬受取方御印を以て請取つてゐたが、この年より上記の御印及繼飛脚御證文と共に受取方を簡略し、司役へ申出て請取ることゝなつた。其翌六年八月廿五日には御傳馬御印は是迄御城代御留守居組頭より渡

してゐたが、爾來御元司より渡すことゝなつた。此外他領家の人々が通行する場合その制令として發せられたものゝ中、人馬定式に關するものは次の如くである。

年號不詳

一 諸家様御一家ノ御人數通行ノ節宿繼人馬御一家ニ付人夫拾三人馬三疋ツ、外ニ飛脚馬御一家ニテ貳疋ツ、備置候義公儀御定ニ有之候間無差支御定賃錢ニテ繼立候様、右人馬高ヨリ相溢候ハ、繼立難相成趣慇懃ニ相斷、雇人馬賴合ニ相成候ハ、其處手配相成丈ハ差出、賃錢ノ義ハ人馬共譬ヘハ御定百文ノ賃錢ニ候ハ、貳百文相増受取候様、其外急用等ニテ夜通繼立ノ分ハ増賃錢受候様、右増賃錢ノ定輕尻馬ハ本馬ノ賃錢受取本馬ハ人夫一人分賃錢相増受取、人夫ハ賃錢五割増受取候様

一 御一家ノ御人數川支等ニテ同日ニ込合候節ハ何レノ驛處ニテモ先觸ノ日順ヲ以テ繼立致シ御定ノ外ハ逗留ニテ日割繼立候義平生ノ御定法ニ付右ノ段、宿役人ニテ品能申談候様尤雇人馬賴合ノ節ハ格別ノ事

尙仙臺及佐竹の兩家の人々に對しては人足拾三人、馬拾三疋の外に、人馬五人五疋位迄を限度として賴合はされた場合は、御定賃錢を以て繼立ることゝしてゐた。勿論、仙

臺、秋田兩家は格式が上であつたから萬事特別の取計をなしたものである。この場合には他藩の人々の繼立の差支のないやう特に命ぜられてゐたのである。この外箱館役所々屬の家來にして弘前藩内を通行する時は、次の如き規定に據つた。

一 箱館御役向家來杯ノ旨ニテ、御領分通行ノ者、其向ヨリノ添觸等持參候共、兼テ箱館御役所ヨリ御渡印鑑無之分ハ勿論タトヘ印鑑有之共、御渡印鑑ト相違候ハ、御領法ノ通旅人同様取扱止宿並人高共相對ニテ、賴合旅行致サセ候様、若其者ニ寄り兎ヤ角申分等有之候共、去ル辰年被仰付候通御役向家來仲間小者末々ニ至ル迄往反共、御役所印鑑ノ添觸日當ニ止宿其外取斗、尤右添觸持參候テモ、不法カサツケ間敷義有之候ハ、右次第巨細封狀ヲ以テ御役所迄其宿ヨリ御届可申旨御達モ有之候ニ付、其段差心得取扱候様仰付候旨可申付 以上

(一) 人馬賃錢

次に人馬賃錢に關する制令は如何といふに、

寛政三年二月(吉村家記御本家拔書)には駄賃錢は御定の
あるにも拘はらず、近年無體の賃錢を請取り、或は不法の

増錢を要求し交通遲滯することあるを制し、他領の旅人又は御家中にて馬入用の節は、公私共に人馬割番に申遣し次第、御定賃錢を以て直ちに差立たしむるやう命じてゐる。

又(年月不詳)御定賃錢も驛場の難易に依つて考量し増錢を行ふべき由申達してゐる。かゝる處置は屈伸性に富んだ良い政策の一として數へるべきであらう。尙他領家人通過の際に於ける人馬賃錢につき、次の如き達をなしてゐる。

一 諸家様御人數荷物積立荷揚ノ節仙臺様佐竹様ハ是迄銘々家來ニテ持賦候旨ニ相聞得候間、諸家様共右ノ振合ニ取扱候様、尤人馬差出荷物賦リ方類合候ハ、濱丁持賃錢等ノ振合ヲ以テ相當ノ賃錢受取候様

嘉永四年三月五日、從來、碓ヶ關町宿繼は、御定金を下して江戸表へ御用荷物及御飛脚をなすときは共に、秋田釋迦内迄無賃で繼立て來たのであるが、この頃に至り往來の頻繁に反比例して格別馬匹の減少を見たので、雇馬をなす等難澁を極めてゐる折から、御定賃錢使用による賃錢後拂を差止め、賃錢直拂を敢行すべき議があつたが、馬差錢を引

上げると共に、當年(亥)五月より來る巳の四月中迄七ヶ年の間、秋田釋迦内へ繼立御用荷物並御飛脚馬賃共に直拂制度を採用することとした。但し國中繼立人馬賃錢は従前通り無賃を以て繼立つべき旨を達してゐる。これは國外に對する繼立の確實を期せんとする一種の獎勵法とも見らるゝであらう。

(二) 賃目改所

賃目の改は人馬の使用が駕量に依つて區別せられ、それによつて代償を異にしてゐる以上、是非とも其取締を必要とせらるゝのである。これは一面過度の勞働を抑止する一種の社會施設とも見らるゝもので、當時の制度としては實に當を得たものと云はざるを得ない。次に公儀御觸書驛馬賃目の事を左に示す。(年號不詳)

一 道中往來諸荷物之内過賃目ノ分 賃目改所へ不應以前、分荷イタシ、小附其外相減或ハ手入持ノ由申成本荷物改濟之上、途中又ハ休泊ニテ右分荷差足シ、過賃目荷物爲繼立候族有之趣、不埒ノ事ニ候右様ニ候テハ宿助郷等令難澁事ニ付、以來ハ改所ニ不限外宿ニテモ過賃目ト見請候分ハ宿役人相改、賃目ニ應シ増賃可受

取旨申渡候間御朱印並證文ヲ以テ繼立ノ分貫目改方ハ是迄ノ通居置、其餘御用旅行ニ候テモ前同様可取斗候條其節不法ノ義無之様、家來へ可被申付候且亦宿繼荷物ノ義何人持又ハ本馬、輕尻、附等其荷品へ木札ヲ付差出候様文政ノ度相觸候處近來次第ニ相弛ミ右木札無之、荷物往來致由相聞候、向後無札ニテ差出候分ハ決シテ繼合間敷段、貫目改所へ申渡候間其旨相心得可被申者也。

(四)問 屋 場

これに關する制令を見るに、安永三年九月十六日の宿繼所勤方と人馬制限の外、年月不詳の宿驛勤方、及び弘化三年十二月の驛馬買入に關する拜借錢一件についての四つである。この中安永三年九月十六日の宿驛勤方及人馬制限と弘化三年十二月の驛馬買入一件の二項を代表として掲げ以て、問屋場に對する藩の政策の一斑を伺ふのよすがとしよ。う。

安永三年九月十六日古格集

一 宿繼所勤方繼飛脚御證文相添御急用ノ義ハ晝夜共ニ早ク無帶差出候様尤通例ノ御用ノ義ハ宿々ニテ一日一度拂ニ差出候様申付置候

一 在浦々往來ノ御役人上下御定人數ノ外堅召連レ候義有之間敷候凡テ御目見已下ノ者共人馬差出候義モ相聞得候右ノ義堅無之様ニ申付候依之以來月々宿繼所ヨリ人馬調差出候様被仰付置候間不埒ノ義有之者急度御吟味可被仰付候

但本荷貫目殊ノ外重荷之分ハ馬數ニモ相成宿繼難義之趣相聞得候共御定モ有事ニ付左様無之候様且駄賃相對雇ノ義御定ノ通急度相渡可申候右之趣宿繼所へモ申付置候且駄賃付ノ者共御定ノ外増賃等相望不屈ノ義有之候ハ、其旨申出候様

一 弘前諸廉ニテ在浦エ附上ノ御用物ノ義ハ是迄ノ通り勘定所へ申立候様浦々ヨリ附上候御用物ハ配賦へ其所ノ勤番見届印形致宿繼所へ差出候様尤都而御用物並往來諸役人共馬觸モ無之宿繼所へ差懸リ人馬申付農事差障村々及難義ノ旨相聞得云々

弘化三年十二月葛原家記

一 驛馬難澁ニ付足馬買入申度御錢三ノ目拜借奉願馬九疋買入候事

(五)助 郷

宿、宿繼所のことは以上の如く制定せられてゐたのであるから、宿立の人馬を使用し盡したる時は加人馬たる助郷と前以て約定しておかないと、そこに差支の生ずることは

勿論であるから、碓ヶ關、弘前、野内、青森、蟹田、今別への助郷は前以て契約しておくべき旨を達しられてゐた。然るに宿立人馬のあるにも不拘、加人馬を申付けるやうな不埒なことがあつたが、これらは嚴重に取締られたのであつた。

(六) 駄 送

次に駄送の例は萬延元年二月の文書には、江戸へ送る材木で宿繼で濱下（即青森、鯉ヶ澤兩港へ便宜をみて駄送すること）になつた荷物を駄送するために、入用人夫、驛の取束三百人以上と馬百五十疋以上、惣組割に仰付られたき旨書いてあるが、これは惣組割救合の事であつて、實にこの材木駄送こそは重要なものゝ一つであつたであらう。

(七) 旅 籠 料

最後に、旅籠料の規定を見よう。弘前藩に於ては、他の近藩の不整備にも拘らず、大にこれが整備を見たが、安政五年十月十七日の制令に依れば、

一 上 三百三拾文

一 中 三百文
一 下 貳百五拾文

となつてゐる。これらも路政を伺ふ一つの貴重な資料であらう。

b 飛 脚

この飛脚も、路政附隨の一つに數へるべきであらうが、驛傳方面に比して稍々其重要性を缺く點があるから、本稿に於ては、これに關して多くを述べる事を避け、主なる制令を擧げるに止めよう。

貞享三年三月廿八日 飛脚往來路銀及褒美のこと。

寶曆五年 繼飛脚のこと。

安永三年九月十六日 御用荷物宿繼のこと。

天明元年十一月 御用狀のこと。

年月不詳 御用狀隱匿處分。

嘉永四年三月五日 飛脚賃直拂仰付られ候こと。

安政四年七月二十八日 飛脚賃直拂（七ヶ年間）のこと。

以上、徳川時代に於ける弘前藩の路政概況を述べたのであるが、以下、宿驛、傳馬賃錢及各里道賃錢の三につきて

少しく詳細なる事實を示すこととする。

抑、弘前藩には四道があつた。即、左の如くである。

弘前 — 青森 — 油川 — 小湊驛 — 小湊通 (一)

三馬屋驛 — 三馬屋通 (二)

弘前 — 碓ヶ關 — 秋田、釋迦内驛 — 碓ヶ關通 (三)

弘前 — 鱒ヶ澤 — 大間越 — 秋田、能代 — 鱒ヶ澤通 (四)

併、この四道の驛路は人馬の多少と其需要とに随つて助郷を置くものと置かざるものがあり、助郷を置く宿驛も之を多くとる驛と少くとる驛があつた。以下、各宿驛を示すに、

驛路諸宿

弘前驛 爾分町ニアリ

公用出人夫ハ町々居下出人夫ヨリ相勤ム旅人往來駕籠荷物持人夫ハ賃錢直拂ナリ

但年中函千七百五拾疋内ノ驛ハ市中駄賃渡世ノ馬一ヶ月六度勤近郷駄賃渡世ノ者弘前町中荷附ノ故ナ以テ年中十五度手傳馬差出シ外ニ弘前一町内へ馬三疋シ、建馬有之定ニ付十ヶ町ニテ三拾疋月六度勤ニテ貳千百六拾疋出馬共大都四千七百五拾疋ナリ賃錢ハ里數ニ應シ一定有之

和徳組 百田驛 藤崎驛抱合下十日繼立

助郷村々 津賀野 大久保兩村

但山作人夫並在割物助郷共免引

駄下増錢高ノ内三歩通免引

繼立一時五拾疋ニ越候節ハ組數加人馬ニテ屢錢差出シ村割合ニ相成候事大繼立ノ節ハ浪岡驛迄弘前ヨリ通シ人馬ノ事

藤崎組 百田驛抱合上廿日繼立

寄郷 根子橋 岩井二ヶ村

但前同斷大繼立之節ハ弘前ヨリ浪岡迄ノ事

浪岡組 目鹿澤驛抱合上十五日繼立

寄郷 中野村

但前同斷

増館組 浪岡驛抱合下十五日繼立

寄郷 佐野 赤茶二ヶ村

但前同斷

油川組 新城市驛

助郷無シ

但山作在割前同斷駄下増錢高ノ内五歩通り免引

一時繼立貳拾五疋ニ越候節ハ油川組ヨリ加人馬出ノ事

油川組 浪川驛

助郷無シ

但山作在割同斷駄下増錢高ノ内貳步通免引一時繼立貳拾五疋

ニ越候節ハ組救之事

浦町組
高田驛荒川驛抱合上十五日繼立

助郷無シ

但前同斷一時數拾疋繼立ノ節ハ前同斷本驛ハ豆ヤ坂通下稱シ

浪岡ヨリ青森へ通行一驛路ト爲ス三月朔日ヨリ九月三十日迄

青森通通行本驛路ナリ十月朔日ヨリ二月三十日迄浪岡ヨリ

新城油川青森ヲ以テ本道路ト爲ス

浦町組
荒川驛 高田驛抱合下十五日繼立

八ツ役

青森町奉行支配

青森驛

人夫拾人馬三疋平常持方持内ノ管一時繼立右人馬ニ越候へハ浦

町組ヨリ加人馬ノ事

但山作人夫在割物免許

横内組
野内驛

人夫拾人馬三疋平常持内ニテ多人馬繼立ノ節ハ横内組村々ヨリ

加人馬ノ事

但人別戸籍野内町奉行支配ニテ田畑ハ代官支配ナルヲ以テ免

引前同斷駄下増錢貳步通免引大繼立ノ節ハ青森ヨリ小湊迄通

ノ事

蟹田町奉行支配

蟹田驛

人夫拾人馬三疋平常持内ニテ繼立多人馬繼立ノ節ハ青森ヨリ三

馬屋マテ通ノ事

今別町奉行支配

今別驛 三厩驛

人夫拾人馬三疋平常持内ニテ繼立多人馬繼立ノ節ハ青森ヨリ通

人馬ノ事

但浦町奉行支配ニ付野内驛同斷

後瀧組
平館驛

人夫拾人馬三疋平常持内ニテ繼立多人馬繼立ノ節ハ青森ヨリノ

通人馬ノ事

但山作人夫並駄下増錢今別同斷

按スルニ蟹田ヨリ平館ニ至ル三驛ハ青森油川ヲ經テ三馬屋

ニ到ル驛次也昔ハ三馬屋ヲ以テ松前要津ト爲スヲ以テナリ

又云フ平館ハ驛次ヨリ之ヲ言ヘハ蟹田ノ次ニ有ルヘシ本書

如此故ニ順次ヲ私正セサルナリ

大罇組
石川驛

助郷無シ

但山作人夫在割物人夫拾人馬五疋マテ持内其餘近村ヨリ加人

馬ノ事駄下増錢高ノ内三歩通免引

碓ヶ關町奉行支配

碓ヶ關驛

助郷長峯ヨリ上五ヶ村

但山作人夫在割物同斷人夫五拾人馬貳拾五疋以下助郷半許持

内多人馬繼立ノ節ハ大騾組ヨリ加人馬ノ事

按スルニ右二驛ハ弘前ヨリ秋田通行路ノ一ニシテ所謂碓ヶ

關通ナリ

高杉組
高杉驛

人夫拾人馬拾疋以上一時繼立ノ節ハ組救ノ事尤大繼立ノ節ハ弘

前ヨリ十腰内迄通シ繼ニ付平常ノ外ハ繼立不申

助郷無シ

但山作人夫在割物免引駄下増錢高ノ内三歩通り免引

高杉組
十腰内驛

助郷 高杉組 鬼澤村

但前同斷助郷ハ半免駄下増錢助郷ハ三歩通り十腰内村五歩通

人夫三拾人馬貳拾五疋以上一時繼立ノ節ハ抱合藤代組ヨリ加

人馬ノ事

赤石組
南浮田驛

助郷 中村

山作人夫在割物免引助郷ハ半免駄下増錢助郷ハ一歩通南浮田ハ

三歩通り大繼立ノ節ハ十腰内ヨリ鱒ヶ澤迄通シ繼立ニ付平常ノ

外ハ繼立不申

鱒ヶ澤驛

人夫三拾人馬拾疋持内ノ定

一時繼立右ニ盜候節ハ赤石組ヨリ加人馬ノ事

次に傳馬賃錢のことであるが、これは前述せし如く北國

の常として冬期と夏期とは道路交通の情況大に相違するを

以て、従つて賃錢は異ならざるを得なかつた。次掲の表中

に夏、冬の別あるは是に由來する。

傳馬賃錢

碓ヶ關通り

弘前ヨリ

本馬賃目 輕尻

人夫

弘前ヨリ

三里四十間五尺

夏七文

冬六文

夏八文

冬七文

石川ヨリ

三里二十二町

一〇八文

一四〇文

七三文

五五文

碓ヶ關マテ

五里

一四〇文

一五〇文

七三文

七〇文

釋迦内マテ

五里

一三五文

一五〇文

一五〇文

一七五文

三馬屋通り

弘前ヨリ

二里九町五十

五三文

六文

五三文

六五文

藤崎マテ

七間二尺

六文

五三文

五三文

六五文

野内	荒川	青森	野内	高田	青森	荒川	浪川	高田	浪岡	三馬	今別	今別	平館	蟹田	蓬田	蓬田	油川	油川	新川	浪岡	藤岡
マヨ	マヨ	マヨ	マヨ	マヨ	マヨ	マヨ	マヨ	マヨ	マヨ	マヨ	マヨ	マヨ	マヨ	マヨ	マヨ	マヨ	マヨ	マヨ	マヨ	マヨ	マヨ
テリ	テリ	テリ	テリ	テリ	テリ	テリ	テリ	テリ	テリ	マテ	マテ	マテ	マテ	マテ	マテ	マテ	マテ	マテ	マテ	マテ	マテ
三十一	二里	二里	十一間	三十三間	八間	二里	四里	一里	四里	九間	一里	五里	八間	七間	二里	三間	三間	四間	三十一間	四里	二里
尺	一町	一町	四尺	四町	四尺	二町	三十一町	八町	八町	八町	八町	二十町	五十六町	五尺	三町	二尺	十九町	四町	四町	二十六町	三十三町
七五	六五	六五	二七	九〇	六五	二五	二五	三〇	一六	三〇	三三	三八	一〇	六五	二〇	六五	二〇	二五	二五	一六	六五
文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文
六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五
文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文
六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五
文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文

追良	森木	風合	風合	金井	金井	關マ	關マ	赤石	緋石	浮田	浮田	十腰	高杉	高杉	弘前	油川	油川	青森	小湊	淺蟲	青森
マテ	マテ	マテ	マテ	マテ	マテ	マテ	マテ	マテ	マテ	マテ	マテ	マテ	マテ	マテ	マテ	マテ	マテ	マテ	マテ	マテ	マテ
間	十間	間	間	二里	八町	二里	二里	二里	一里	三間	四尺	五里	三里	二里	二里	三間	三間	三間	三間	三間	三間
十八	十九	十七	十七	十七	三十一	二十一	二十一	二十一	八町	十一町	四十四	十五町	十五町	八町	八町	三十三	三十三	三十三	三十三	三十三	三十三
七五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五
文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文
六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五
文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文
六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五
文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文

廣良瀬ヨリ 二十八町三十間 二七文 一四文 二二文
 廣戸マテ 八間 二七文 一四文 二二文
 深浦マテ 一里五十五間 三〇文 一五文 一五文
 深浦ヨリ 二里二町四十間 二九文 一五文 一五文
 岩崎マテ 八間 一五文 七九文 七九文
 岩崎ヨリ 一里二十五町 三〇文 一五文 一五文
 松神マテ 五十九間 六五文 三三文 三五文
 松神ヨリ 二十四町五十間 一六文 一〇文 一〇文
 黒寄マテ 間 二六文 一〇文 一〇文
 黒寄ヨリ 三十四町二十間 三三文 一四文 一四文
 大間越マテ 三間 二九文 一四文 一四文
 大間越ヨリ 五里 二五文 一五文 一五文
 八森マテ 五里 二五文 一四文 一四文

尙、各里道賃銀を次に示すのであるが、この表中、錠ヶ關、三馬屋、大間越の三道を除くの外は各々大郷へ通行する夏賃錢であつて、若し雪路なれば、本賃錢に三割増を加ふる規定であつた。

各里道賃銀

銀 通

藤崎ヨリ	三里二十一町	六六文	六六文	四八文
原子マテ	五十八間	六六文	六六文	四八文
原子ヨリ	二里十三町十尺	六六文	四三文	三三文
飯詰マテ	六間三尺	六六文	四三文	三三文

本馬 輕尻 人夫

飯詰ヨリ	二里三十二町	六六文	四四文	三三文
飯木マテ	一間	六六文	四四文	三三文
飯詰マテ	一里二十六町	四四文	二六文	二六文
嘉瀬マテ	五十四間	四四文	二六文	二六文
嘉瀬ヨリ	二十町十六間	三三文	一九文	一六文
金木マテ	二十町十六間	三三文	一九文	一六文
金木ヨリ	二里十二町四	三三文	一九文	一六文
中里マテ	十一間	三三文	一九文	一六文
中里ヨリ	三十三町十五町	一五九文	一〇六文	八七文
相打マテ	四十間	一四六文	一〇三文	八七文
相打ヨリ	三十三町十五町二	一四六文	一〇三文	八七文
小泊マテ	十九間	一四六文	一〇三文	八七文
小泊ヨリ	十一間	一四六文	一〇三文	八七文
相打マテ	十一間	一四六文	一〇三文	八七文
相打ヨリ	三十三町十四町	一四六文	一〇三文	八七文
小泊マテ	三間	一四六文	一〇三文	八七文
小泊ヨリ	二里三十四町	一四六文	一〇三文	八七文

附 薄 市 へ

中里ヨリ	十町十五間	八文	五文	四文
尾別マテ	二十三町	一五文	一〇文	七文
尾別ヨリ	九町十二間	一五文	一〇文	七文
高根マテ	九町十二間	一五文	一〇文	七文
高根ヨリ	九町十二間	一五文	一〇文	七文
薄市マテ	九町十二間	一五文	一〇文	七文
薄市ヨリ	九町十二間	一五文	一〇文	七文
餘ヶ澤ヨリ	十三通	一五文	一〇文	七文
餘ヶ澤マテ	一里十一町十	一五文	一〇文	七文
浮田マテ	三間	一五文	一〇文	七文
浮田ヨリ	七町五十三間	一五文	一〇文	七文
北浮田マテ	七町五十三間	一五文	一〇文	七文
北浮田ヨリ	七町五十三間	一五文	一〇文	七文

北浮田ヨリ 七里十三町 二七文 二八文 八文

碓ヶ關ヨリ 浪岡へ

碓ヶ關ヨリ 四里三十二町 一三文 八文 六文

小和森ヨリ 一里二十六町 一六文 六文 三三文

黒石ヨリ 十間五尺 一五文 三毛文 三毛文

浪岡ヨリ 二里十四町三 一四間二尺五寸 一四間二尺五寸 一四間二尺五寸

弘前ヨリ 十三長濱通り

青女子ヨリ 三 里 六文 四文 三三文

種市ヨリ 十六町十間 一〇文 七文 五文

野木ヨリ 一里十七町四 一三間三尺 一三間三尺 一三間三尺

桑野木田ヨリ 一里四十四間 一三間三尺 一三間三尺 一三間三尺

川端ヨリ 一 町 一文 一文 一文

川端ヨリ 二十七町 一七文 二文 八文

木造ヨリ 一里十四町二 一三間 三三文 二文 六文

菰造ヨリ 十二間 一三間 一三間 一三間

長造ヨリ 三里二十八町 五〇間 八四文 五八文 四三文

牛瀉ヨリ 二里十八町四 一三間 六六文 四三文 三三文

牛瀉ヨリ 三里十八町十 九間 四四文 三三文 四七文

浮田ヨリ 飯詰通り

浮田ヨリ 三里九町五間 六八文 六八文 四四文

木造ヨリ 三里十九町一 間 六八文 五五文 四〇文

飯詰ヨリ 床前

高杉ヨリ 二里二十町三 十五間五尺 七四文 四九文 三七文

野木ヨリ 七町五十四間 五五文 三三文 二二文

木筒ヨリ 二里十六町四 十四間 三三文 二六文

床舞ヨリ 二里九町三十 五間四尺五寸 五五文 三三文 二六文

藤崎ヨリ 飯詰マテ 俄外チ經テ

藤崎ヨリ 三里一町四間 七〇文 四七文 三五文

夕顔關ヨリ 三里二十一町 八八文 三三文 四四文

原子ヨリ 二里二十三町 三十四間三尺 七九文 三三文 三九文

藤崎ヨリ 飯詰 柏木チ經テ

藤崎ヨリ 六里十五町三 十間三尺 一四七文 六六文 三三文

飯詰ヨリ 十間三尺 一四七文 六六文 三三文

藤崎ヨリ藻川	板屋野木ヲ經	一四文	二文
板屋野木マデ	七間	三文	二文
鶴田ヨリ	一里十九町	五文	二文
鴎川ヨリ	一里十二町十	三文	二五文
高瀬ヨリ	五間三尺	二四文	二五文
藻川ヨリ	二十二町三十	二四文	七文
高瀬ヨリ	六間	九文	七文
藻川ヨリ	三十町三十四	二九文	二〇文
弘前ヨリ各所	三三間	二三文	二〇文
久渡ヨリ	二里三町四十	四六文	二四文
弘前ヨリ	一間	三文	二四文
愛宕ヨリ	一里一町四十	二六文	二四文
弘前ヨリ	八間	二八文	二四文
百澤ヨリ	二里十三町三	四六文	三三文
百澤ヨリ	二里十二町四	四六文	三三文
岩木ヨリ	十八間	三三文	三三文
弘前ヨリ	八里十二町四	三三三文	一七五文
切前ヨリ	十七間	三三三文	一七五文
弘前ヨリ	二里三十一町	六六文	三三三文
弘前ヨリ	二十間	四四文	三三三文
弘前ヨリ砂子瀨		一五〇文	一五〇文
吉三		一五〇文	一五〇文
里		一五〇文	一五〇文

國吉ヨリ	三里二十五町	二七五文	七五文
砂子瀨	四十四間	二七五文	七五文
弘前ヨリ一ノ渡		五五文	三三三文
弘前ヨリ	二里十三町四	五五文	三三三文
一渡元御番所	十四間	五五文	三三三文
弘前ヨリ	二里三十町	六六文	四四文
尾上ヨリ	二十三町	二四文	二〇文
尾上ヨリ	一里二十町四	四〇文	二七五文
黒石ヨリ	十三間	四〇文	二七五文
温湯ヨリ	二十一町二十	二六文	二二文
板留ヨリ	八間三尺	二六文	二二文
板留ヨリ	三十五町十五	二六文	二二文
沖浦	間三尺	二六文	二二文
板屋野木ヨリ飯詰		二六文	二二文
板屋野木ヨリ	一里五町五十	二六文	二二文
狐森	二間	二六文	二二文
梅森ヨリ	十八町三十五	二六文	二二文
梅田ヨリ	二十五町二十	二六文	二二文
廣田ヨリ	五間	二六文	二二文
廣田ヨリ	一里三十五町	二六文	二二文
飯詰	五十八間	二六文	二二文
尾上ヲ經		三三三文	三三三文

以上の諸規定は徳川時代より引續き傳へられて、明治二二
年に至り始めて改正せられたのである。

口 明治二年の改正

已に述べたるが如く、明治維新以後、政府は路政の方面に着々として改革の歩を運んだので、短時日を以て目醒ましき進歩を遂げたのである。弘前藩に於ては、明治二年に路政の改革となり、従来用ひ來たる慣習を或は廢し、或は改正したのである。次に示す、管内道法賃錢定及各役所並浦々詰合場所賃錢定はこの改革の結果である。然して改正せられたる賃錢は人足賃にして從來の馬匹の賃錢定はこれを廢し、相對を以て馬を備ふことゝなしたのである。この人足賃錢は舊時のそれに比して十倍に上つた。これ人足を以て馬脊に代る時に方り、勞力を償ひ得るやうに餘裕を與へたもので、且つ賃錢をば、冬夏の兩様に區別する事をもなさざることゝしたるによる。

管内道法賃錢定(明治二年調)

弘前ヨリ碓ヶ關釋迦内マテ
石川マテ尺 三里四十間五尺

本馬 輕尻 人足

五〇文

石川ヨリ	碓ヶ關ヨリ	釋迦内マテ	弘前ヨリ	藤崎マテ	藤崎ヨリ	浪岡マテ	浪岡ヨリ	新城マテ	新城ヨリ	新道通マテ	青森マテ	油川マテ	油川ヨリ	蓬田マテ	蓬田ヨリ	蟹田マテ	蟹田ヨリ	野田マテ	野田ヨリ	平館マテ	平館ヨリ	今別マテ	今別ヨリ	油川マテ	油川ヨリ	青森マテ
三里二十一町	五里	三里小湊マテ	二里九町五十	七間二尺	二里三十三町	五十九間四尺	四里十六町三	十一間三尺	一里二十三町	三十四間二尺	三十四間五尺	四間一尺	三十四間五尺	三里十九町八	間二尺	二里三町三十	七間五尺	二里十六町三	十間二尺	一里	五里二十町十	三間五尺	一里八町三十	九間	一里十三町三	十一間一尺
六〇〇文	一貫四六文	五〇〇文	六五〇文	一貫一元文	二四八文	一四五文	五九文	一四五文	五九文	三六文	三六文	三六文	三六文	三六文	三六文	三六文	三六文	三六文	三六文	一五〇文	一貫九五文	三三三文	二〇六文	二〇六文	二〇六文	

青森マヨリ	二里四十七間	三〇三文
野内マヨリ	三尺	
小湊マテ	五里十一町八間一尺	七〇七文
弘前ヨリ	大間越八森マテ	
高杉マテ	二里八町五十間	三〇七文
高杉マテ	一里	
十腰内マテ	三里十五町五十六間二尺	八七六文
十腰内マテ	二里四十四間四尺	三六四文
浮田マテ	一里十一町十三間	二六六文
浮田マテ	三間	
赤石マテ	二里八町三十三間二尺	二八〇文
赤石マテ	二里二十一町二十九間四尺	二八〇文
關マテ	一里三十一間	三六六文
關マテ	二里十七町三間	四六六文
風合瀨マテ	一里十九町三十間	二八六文
風合瀨マテ	一里十九町三十間	二八六文
森木マテ	二十八町十六間	一三三文
追良瀨マテ	二十八町三十間	一四三文
廣戸マテ	一里五十五間	一四四文
深浦マテ		

深浦マテ	二里二町四十間	七〇七文
岩崎マテ	八間	
岩崎マテ	一里二十五町五十九間	三〇三文
松神マテ	二十四町五十間	一〇三文
黒崎マテ	三間	一三三文
黒崎マテ	三十四町二十間	一三三文
大間越マテ	三間	一三三文
大間越マテ	五里	一貫三二文
八森マテ		
南浮田ヨリ	七段坂通新城マテ	
南浮田マテ	二里十七町三十八間	三五四文
山田マテ	二里七町七間	三三〇文
山田マテ	二里七町七間	三三〇文
喰川マテ	三里十三町四十八間四尺	五〇七文
喰川マテ	五里七町十五間	一貫一八八文
原城マテ		
浮田ヨリ	十三マテ	
南浮田マテ	七町五十三間	三三三文
北浮田マテ	七里十三町三十六間	一貫〇六文
北浮田マテ		
碓ヶ關ヨリ	八幡館黒石通浪岡迄	
碓ヶ關マテ	四里三十二町十六間	八〇七文

弘前ヨリ 一里七町四十
 愛宕マテ 八間
 弘前マテ 二里十三町三
 百澤マテ 二里七間
 百澤ヨリ 二里十二町四
 岩木湯マテ 十八間
 弘前マテ 八里十二町四
 切明マテ 十七間
 弘前マテ 二里三十一町
 相馬マテ 二十間
 弘前ヨリ 砂子瀬マテ
 弘前ヨリ 三 里
 國吉マテ 三 里
 國吉ヨリ 三 里
 砂子瀬マテ 三 里二十五町
 弘前ヨリ 二 里二十九間
 一ノ渡マテ 二 里十三町四
 十四間
 弘前ヨリ 石渡通十三長濱マテ

一五三文
 四二文
 四六文
 一貫二五文
 四三二文
 四三二文
 五〇六文
 六〇〇文
 三六六文
 四五〇文
 六七文
 二二三文
 一五三文
 七文

川端マテ 二十七町
 木造マテ 一里十四町二
 菰造マテ 十二間
 木造マテ 三 里二十八町
 長濱マテ 五十間
 菰造マテ 二 里十八町四
 牛湯マテ 十一間
 牛湯マテ 九町十六間
 車力マテ 三 里九町三間
 十車力マテ 三 里九町三間
 浮田ヨリ 飯詰マテ
 浮田マテ 三 里九町五間
 木造マテ 三 里十九町一
 飯詰マテ 間
 高杉ヨリ 床前マテ
 高杉マテ 二 里二十町三
 野木マテ 十五間三尺
 野木マテ 七町五十四間
 木筒マテ 二 里十六町四
 床前マテ 十四間
 藤崎ヨリ 黒石マテ
 藤崎マテ 二 里九町三十
 黒石マテ 五間四尺

一三三文
 三〇〇文
 五七〇文
 三三八文
 三八文
 四八四文
 三六八文
 三三九文
 四四四文
 三三三文
 三三八文
 三三三文

同	蟹田マテ	十六里十町八間 四尺	二貫八百十四文	同	飯詰マテ	八里九町十一間 五尺	一貫三百文
同	平館マテ	十九里二十六町 三十九間	三貫三百三十七文	同	金木マテ	十一里五町十二 間五尺	一貫七百三十四文
同	巽月マテ	二十二里	四十二匁一分八厘	同	喰川マテ	六里二十四町十 九間五尺	九百十二文
同	今別マテ	二十里十町五十 五間	五貫三百二十二文	同	不動林マテ	十一里二十三町 十二間五尺	一貫八百九文
同	三廐マテ	二十六里十九町 三十四間	五貫五百五十五文	同	相打マテ	十七里十七町五 十二間五尺	三貫百三十文
同	獨狐マテ	一里三十一町	二百七十五文	同	新道通青森マテ	十一里十二町二 間五尺	二貫百六十一文
同	高杉マテ	二里八町五十一 間	三百三十七文	同	金木通小泊マテ	二十里三十三町 二間五尺	四貫五百九十四文
同	鱒ヶ澤マテ	九里四十五間	一貫八百十三文	同	喜良市マテ	十二里五町十二 間五尺	一貫八百八十四文
同	金井ヶ澤マテ	十二里三町十八 間	二貫二百七十五文	同	今泉嶺山マテ	十五里半	二貫八百三十文
同	深浦マテ	十八里二十五町 四十間	三貫五百七文	同	三世寺マテ	二里	三百文
同	弘前ヨリ大間越マテ	二十四里五町四 十間	四貫八百十三文	同	同青女子通木造マテ	六里二十七町十 二間	一貫十三文
同	豆ヶ坂通青森マテ	十二里三町三十 六間四尺	二貫二百九十七文	同	高杉通木造マテ	六里二十二町四 十七間	一貫八十四文
同	野内マテ	十四里四町二十 四間一尺	二貫六百文	同	木造通十三マテ	十四里六町三十 四間	二貫七十八文
同	久東坂マテ	十四里三十一町 二十四間一尺	二貫七百十二文	同	木造通小泊マテ	十七里四町三十 七間	三貫百五十一文
同	淺虫マテ	十五里二十一町 二十四間一尺	二貫八百十二文	同	同高杉野木通床前マテ	七里十八町四間 三尺	一貫百九十三文
同	板屋野木マテ	三里七町三十四 間二尺	四百八十二文				

- 同 出來島マテ 十里三十三町二
十三間 一貫九百九文
- 同 浮田通十三マテ 十五里十一町一
間 二貫七百十六文
- 同 川合マテ 二里 三百文
- 同 尾上マテ 二里三十町 四百二十五文
- 同 早瀬野マテ 五里四町二十一
間 八百九十六文
- 弘前ヨリ瀬戸子マテ 十一里二十町五
十二間 二貫二百二十六文
- 同 八幡マテ 十三里十二町 二貫四十八文
- 同 奥平部マテ 二十二里六町三
十二間 四貫百三十二文
- 同 島田マテ 五里二十三町五
十七間 一貫四十九文
- 同 尾別マテ 十三里二十八町
八間五尺 二貫百十九文
- (1) 榊井照藏「道路改良の第一歩」道路の改良第十二卷第九號(所載)八九頁。
- (2) 拙稿「徳川幕府の道路交通政策に就て」道路の改良第十二卷第六號——第八號(所載)參照。
- (3) 黒羽兵治郎「明治政府の助郷政策」日本交通史の研究二五四頁以下。
- (4) 「驛遞志稿考證」第一千四百二節(大日本交通史四三九頁)
- (5) 「日本制度通」六二丁以下。

- (6) 「驛遞明鑿」第十篇里程ノ部其一、明治文化全集第二十三卷二四〇——二四一頁。
- (7) 同 第十篇里程ノ部其二、明治文化全集第二十三卷二二二頁。
- (8) 同 明治文化全集第二十三卷二三六頁、二三九頁、三二一頁。
- (9) 同 三一八頁。
- (10) 同 三一四頁、三一七頁。
- (11) 同 三一九頁。
- (12) 同 三二一頁。
- (13) 「驛遞明鑿」明治文化全集第二十三卷三二〇頁。
- (14) 同 三二一頁。
- (15) (16) 同 二〇四頁。
- (17) 同 二二六頁、二三二頁、二三三頁。
- (18) 同 二三二頁、二三五頁。
- (19) 同 二二五頁。
- (20) 寫本青森縣租稅誌前編(諸稅篇)九、所載ノ資料參照。